

定期報告対象建築物報告時期一覧表（対象年度の7月1日から12月28日までの期間内に報告）

用途	報告時期									
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
劇場，映画館，演芸場	○			○			○			○
観覧場（屋外観覧場は除く），公会堂，集会場	○			○			○			○
病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る)		○			○			○		
高齢者，障害者等の就寝の用に供する用途(助産施設，各種老人ホーム，障害者支援施設等)		○			○			○		
児童福祉施設等（上記に定める用途を除く）										
旅館又はホテル	○			○			○			○
学校又は体育館	○			○			○			○
博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場			○			○			○	
百貨店，マーケット，展示場，キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店，飲食店，物品販売業を営む店舗			○			○			○	
事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるもの限る)		○			○			○		
高齢者，障害者等の就寝の用に供する用途 (共同住宅，寄宿舎)	○			○			○			○